

令和8年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和8年5月26日（火） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 13名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	欠席
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 1名 13番 古田 新一

5.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報 告 第 4 号 合意解約等について

第 3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について

第 4 議案第22号 あっせんについて

第 5 議案第23号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。本日は、古田委員、武田推進委員が欠席です。

それでは、定足数に達しておりますので、これから令和8年5月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する際は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年5月西之表市農業委員会定例総会を御案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。

過ごしやすい初夏の陽気が2、3日続いたと思えば、梅雨の走りのような曇り、雨が降ったり、止んだり、非常に安定しない日が続いております。皆さんにおかれましては、晴れの合間をぬって、サトウキビの手入れや芋の植え付け作業など、忙しい日々をお過ごしのことと思います。

今年度も6月8日から12日にかけて市、JA、その他関係機関で組織される技術連絡協議会がありますけれども、キビ・甘藷の作付面積実態調査が行われる予定です。これから、もうしている方もいるとは思いますが、面積とか作付けとか記載して畑に耕作者が札を立てますので、我々がこれからやる利用状況調査の時に、誰が耕作しているかがわかりますので、実態調査の参考にしていただければと思います。

あと、7年から8年度にかけてのキビの速報が出ています。面積が738ヘクタール、前年比+34ヘクタール、反収が7トン461キロ、前年比+676キロ、総生産量が52,668トン、前年比+4,922トンということで、面積、反収、生産量すべて前年より増えています。

しかしながら、春植えのオウギが5月に入ってきてから糖度が上がっている実態があるようです。糖度は13度代、一番低い時でも12、何度、5月の最後の週が15度いってる圃場もありました。（新光）糖業さんが終わりましたという報告に来た時にそう言っていました。農家さんはもう少し早くやってほしいという意見があるんですけれども、芋と被る時期がありますので、どうしても今の形になるのではないかと思います。

また、ご存じのように朝晩の気温の差が激しいですので、皆さん体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。今、変な感染症が流行っていますので体調の管理には気を付けていただきたいと思います。

簡単ですが、開会のあいさつといたします。

また、議事運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは、本日の会議を開会いたします。

日程は、配布しております会議日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

10番深田委員、11番中村裕臣委員を指名します。

○議長

続きまして、日程第2、報告第4号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2報告第4号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。今月の合意解約は1件で、台帳現況地目畑1筆、面積2,123平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして、日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページです。

今月は、1番から3番の3件で、賃借権設定2件、所有権移転1件の申請がありました。

1番です。現和校区近政地区です。現況地目田の2筆で、面積1,586平米を経営拡大により所有権移転をするものです。

すみません。ここで修正があります。移動の理由の欄で、2筆合計145,000円／年とありますが、売買ですので、年はいりません。2筆合計145,000円に修正をお願いします。

説明を続けます。

2番です。安城校区川脇地区です。現況地目田の3筆で、面積2,707平米を経営拡大により賃借権設定をするものです。

3番です。古田校区二本松地区です。現況地目畑の2筆で、面積1,500平米を新規参入により賃借権設定をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、担当委員から報告をお願いします。

まず、番号1番について、2番委員をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1番について説明します。

所有権移転です。5月23日、午前8時、譲受人代理立会いの下、推進員と共に現場確認調査を行いました。

申請地は、石堂田之脇線の旧農協たい肥センターの入り口付近にありました。譲受人は大規模に酪農、サトウキビを経営している方です。遊休化していた土地に米を作りたいということで、譲渡人に相談をしたところ、話がまとまったようです。また、近くには譲受人の畑もありました。譲受人は機械も一式揃っており、技術的にも何ら

問題ないと思います。現地には既に米が作付けされていました。

なお、譲渡人には電話で確認をとっております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号2番について7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。整理番号2について報告します。

5月18日、午後2時より担当推進員、借人立会いの下、現地調査を実施しました。貸人には電話にて確認をしております。現地は安城諏訪神社の下の見通しの良い田んぼです。

前の耕作者は酪農を営んでいて牧草を作っていましたが、高齢になり、労働するのも大変になり、返却することにしたそうです。

今回、借人は5年ほど農業から遠のいていたのですが、やる気に目覚めて、5年前から荒廃していた農地を元の状態に戻すため、頑張っています。農業機械等の購入も目処がついており、借人本人がやる気があり、貸人も農地が荒廃していくのが忍びないので、耕作してくれる人がいれば、作って欲しいとのことでした。

申請どおり、許可相当とだと思えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、整理番号3番について8番委員お願いします。

○8番委員

8番です。議案番号第21号整理番号3番の報告をします。

5月20日、午前9時30分より私と推進委員、貸人とで現地調査を行いました。場所は古田二本松に面した明泰寺地区で西之表市の杉に囲まれた中央部に位置する畑になります。

管理人は鹿児島県始良市で国産ライチを生産する会社です。

申請のあった畑は3年前まではお茶農家に貸しており、現在は荒廃茶園となっています。

担当委員にも荒廃茶園の抜根や今後の活用について相談のあった畑でもあります。

以前、事務局より説明のあった果樹園等へのヤミ小作の恐れがあったことから、事務局へも相談し、双方へ丁寧な説明を行い、今回の申請となりました。

この畑には、みかんを中心とした果樹を植栽したいとのことでした。

管理については、西之表市の造園業者と業務提携をしており、関係書類も事務局へ提出しております。

借人には電話で確認をし、間違いなく農地が活用されるものと思います。

荒廃茶園の有効活用や遊休農地の有効活用に繋がる可能性もあります。

以上のことから、許可相当と意見の一致を見たところでした。

以上です。

○議長

ありがとうございました。ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

○国上担当推進員

2 番ですが、借人と 5 月 3 日頃に、話をしたんですが、その日に借人の方の家が全焼しまして、ここにいないから、鹿児島に行くから、この用件はボツにしてくれと言ったんですが、その後、変わったのかなと。

○8 番委員

本人は火事になった当時は、これではここで生活できないということで、鹿児島に行って鹿児島で働くことを地元民にも言っており、鹿児島の弟のところに行ったみたいですが、なかなか、働く場がないと。年齢的にも 70 を超えているということで止めて帰ってくることに決めたそうです。

今回も家が全焼になったわけですけど、隣に倉庫があって、倉庫に電気を引いて仮住まいはできる格好をつくるということで、鹿児島には上がらず、ここで農業を頑張ると本人がそのように申ししておりましたので、頑張れと言ったところです。本人の言い分はいろいろと二転三転するんですけど、今回は本人が十分、強くやると言っています。

○議長

よろしかったでしょうか。他に。

無いようでしたら、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の採決を行いたいと思います。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第 4、議案第 22 号「あっせんについて」を議題といたします。

議案説明をお願いします。

○事務局

日程第 4 議案第 22 号「あっせんについて」を説明します。資料は 3 ページから 4 ページです。

今月の申し出は、4 件です。

1 番です。「貸したい」の申し出です。

場所は、①が榕城校区平田地区の 1 筆、②③が上西校区横山地区の 2 筆の合計 3 筆です。希望等については、特に無いようです。

あっせん委員は、①の平田地区は、4 番 脇田委員と 14 番 名越委員、②③の横山地区は、12 番 日笠山委員と 4 番 脇田委員 をお願いします。

2 番です。「貸したい」の申し出です。

場所は、現和校区武部地区の 1 筆です。希望等については、特に無いようです。あっせん委員は、9 番 鮫島貞人委員と 2 番 鮫島繁樹委員 をお願いします。

4 ページです。

3 番です。「貸したい」の申し出です。

場所は、下西校区湊泊地区の 1 筆です。希望等については、賃料を標準額での設定を希望しています。あっせん委員は、11 番 中村裕臣委員と 14 番 名越委員 にお

願います。

4番です。「貸したい」の申し出です。

場所は、上西校区横山地区の1筆です。希望等については、特に無いようです。あっせん委員は、12番 日笠山委員と4番 脇田委員に願います。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただ今、「あっせんについて」、説明がありました。

何か、質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくお願いします。

続きまして、日程第5、議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第5議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。5ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間、地目畑、面積18,981平米です。利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間、地目田、面積1,182平米。地目畑、面積26,356平米、合計27,538平米です。利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。

内訳については6ページを、詳細については7ページから19ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。20ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間、地目畑、面積18,981平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

2段目です。期間が令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間、地目田、面積1,182平米。地目畑、面積26,356平米。合計27,538平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については21ページを、詳細については22ページから29ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうから説明がありました。この件につきまして、皆さんから何か質疑、意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第23号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

議案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

10番委員 _____ 印

11番委員 _____ 印